

京都市伝統産業製品の海外市場開拓に係る調査業務
受託候補者選定委員会設置要領

(設置)

第1条 京都市伝統産業製品の海外市場開拓に係る調査業務の委託について、参加者から提出された提案書類を審査するため、京都市伝統産業製品の海外市場開拓に係る調査業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 選定委員会を、次の各号を掲げる者をもって組織する。

- (1) 京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室長
- (2) 京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室伝統産業課長
- (3) 京都市総合企画局国際都市共創推進室国際都市共創第一課長
- (4) 京都府商工労働観光部染織・工芸課長

2 委員は、次条に定める審査が終了したときは、解任されるものとする。

(審査事項)

第3条 選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 京都市伝統産業製品の海外市場開拓に係る調査業務受託候補者選定審査基準による受託候補者の決定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室長とする。
- 3 委員長は選定委員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会は必要に応じて委員長が召集する。

(委員の責務)

第6条 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。

(評価基準)

第7条 委員会は前条に規定する審査等の実施に当たり、別に定める評価基準に基づき評価する。

- 2 委員会は、前条に規定する評価の実施に当たり、必要に応じて、応募者に提案内容の一部又は全部に関してヒアリングを行うことができる。

(事務処理等)

第8条 選定委員会に関する庶務は、産業観光局クリエイティブ産業振興室が担当する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関して必要な事項は委員長と事務局が協議のうえ別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、決定の日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は受託候補者の選定完了の日をもってその効力を失効する。